

## 広島県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託した。

平成19年12月27日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 1 手数料の名称

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の3第1項の規定による通知に係る通知手数料

### 2 委託した者

#### (1) 名称

黒井産業株式会社

#### (2) 所在地

山形市宮町二丁目11番9号

### 3 委託期間

平成19年12月13日から平成20年3月31日まで